

周南市立地適正化計画（案）

周南市

平成 29 年 3 月 策定

令和 6 年〇月 改定

■5 年見直しについて（令和 6 年〇月改定）

立地適正化計画は、都市機能の誘導や居住促進といった長期的な視点が必要となる計画であることから概ね 20 年後の都市の姿を目標としています。

計画の見直しについては、概ね 5 年毎に進捗状況等を総合的に評価し、社会経済情勢の変化等を踏まえて行うこととしており、今回の 5 年見直しにおける、各章の主な改定点は以下のとおりです。

- 第 1 章 目標設定の根拠となる計画策定時の背景や状況を把握するために、策定当時の関連計画を基本とし、新たに策定された計画等を追加
- 第 2 章 第 1 章と同様に策定当時の文章を基本とし、見直し時点のデータを追加し、それらに対する分析を追記
- 第 4 章 計画策定からの施策の実施状況を踏まえた都市機能誘導に関する施策の見直し
- 第 5 章 水防法改正にともなう居住促進区域の見直し及び計画策定からの施策の実施状況を踏まえた居住促進に関する施策の見直し
- 第 6 章 都市再生特別措置法改正による防災指針の追加（章の追加）
- 第 7 章 目標値、効果等について改定時点のデータを追加

目 次

第1章 立地適正化計画の目的と位置づけ	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 立地適正化計画の位置づけ	1
3 上位計画と主な関連計画	2
4 計画期間と対象区域	1 3
第2章 周南市の現況と課題	1 5
1 周南市の概況	1 5
2 周南市の現況と将来見通し	1 7
3 周南市における都市構造上の課題	7 8
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針	8 3
1 都市づくりの理念と方針	8 3
2 将来都市構造	8 6
第4章 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域等	9 1
1 都市機能の誘導に関する基本的な考え方	9 1
2 都市機能の誘導に関する方針	9 2
3 都市機能誘導区域	9 3
4 誘導すべき都市機能増進施設	9 5
5 誘導施設の立地を誘導するために講ずべき施策	1 0 2
第5章 居住を促進すべき区域等	1 0 4
1 居住の促進に関する基本的な考え方	1 0 4
2 居住の促進に関する方針	1 0 5
3 居住促進区域	1 0 7
4 将来の市街地等における暮らし	1 1 5
5 居住を促進するために講ずべき施策	1 1 9
第6章 防災指針	1 2 1
1 基本的な考え方	1 2 1
2 災害リスク分析	1 2 3
3 居住促進区域における防災上の課題	1 3 7
4 取り組み方針と具体的な施策等	1 3 9

第7章 その他立地の適正化に必要な事項	141
1 住宅と都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項	141
2 立地の適正化に関する目標及び期待される効果	142
3 計画の進行管理と評価	148
参考資料	150
用語集	150